

古田主膳

重安花押
血判

血判起請

〔類聚名物考 人事八〕誓紙血判

起請文の後に無名指ケスリユレの血を出して、判形とする事も、戦國の習はしに出たるべし、上古はその事見及ばず、男女の交の間にも起請有り、それは小指の血を絞るは、いかなる人の是等の事定めしにや、

〔光榮卿記〕寶永六年十二月十三日、從雅豐卿明晚迄、一紙可認旨、案文來承段申遣、十四日、雅豐卿

へ昨日申來一紙書付遣文案、小奉書立卷奉書ニテ全

一禁裏、仙洞、新院、御爲不忠之存念、毛頭有之間敷候事、

一不寄何事、御前之沙汰、他言仕間敷事、

一御膳以下、總而あがり物之類、隨分念入、聊無沙汰之儀、仕間敷候事、

右堅可相守候、若於令違背者、可蒙日本大小神祇、別而兩大神宮、氏神春日大明神御罰者也、仍神文。

如件月日血判者追而可存沙汰由也、

寶永

光榮

庭田前大納言殿

高野前大納言殿

〔兼胤卿記〕寬延三年六月廿五日、未剋過著布衣奴袴、同役同道向豐後守役宅、先達而雜掌持誓書參彼役宅相待於廊

下取誓書、雜掌渡之入懷中、坐定之後、御附田中出羽守、山木筑前守候末座、予進出取出誓書、附豐州、豐州

披見了返之、次硯并筥蓋等を將來、置予前、予摺墨點筆披誓書、表包置傍、開書展付、疊上、日付三字名

字等書加、次取針、在硯筥中、左手無名指爪ノ上方、以針差切皮、名字ノ下ニ加血判加血判之前所設之蓋ヲ置其上